令和７年３月２４日

建築物エネルギー消費性能基準への適合義務化について

令和７年４月以降に工事に着工する、原則、全ての住宅・非住宅を新築・増築・改築する際に、建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）への適合が義務付けられます。

	改　正　前		⇒	改　正　後 （令和７年４月１日施行）	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000 ㎡以上	適合義務	届出義務		適合義務	適合義務
中規模	適合義務	届出義務		適合義務	適合義務
小規模 300 ㎡未満	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

省エネ基準の適合を確認するためには、新３号建築物（平屋建て かつ 延べ面積 200 ㎡以下）を除き、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）を受ける必要があります。

省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、以下の場合、省エネ適判は不要となり、通常の建築確認の手続きの中で省エネ基準適合を確認します。

１　仕様基準に基づき「外皮性能」及び「一次エネルギー消費性能」の両方を評価する住宅

２　設計住宅性能評価を受けた住宅の新築

（断熱等性能等級４以上 かつ 一次エネルギー消費量等級４以上）

３　長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築

※　「低炭素建築物認定」及び「省エネ性能向上計画認定」について
→　認定取得により省エネ適判を受けたものと見なす規定が既に存在しております。

詳細については、国土交通省のホームページをご覧ください。

建築物省エネ法のページ
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shoenehou.html

資料ライブラリー
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html

改正建築物省エネ法・建築基準法等に関する解説資料と Q&A
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_document.html

省エネ適判申請の際には、手数料が必要です。

建築確認申請と省エネ適判申請は整合性をとる必要があります。建築確認申請を指定確認検査機関へ申請する場合、ご相談等は、指定確認検査機関へお問い合わせください。

葛飾区へ省エネ適判を申請される方は、
時間に余裕を持って、必ず事前にご相談をお願いします。
（変更申請の場合も同様です。）

≪問合せ先≫　葛飾区　都市整備部　建築課　構造設備係
電話：03-5654-8357（直通）

令和７年３月２４日

葛飾区では、当面の間、このように運用を進めてまいります。

≪ 省 エ ネ 適 判 フ ロ ー 図 ≫

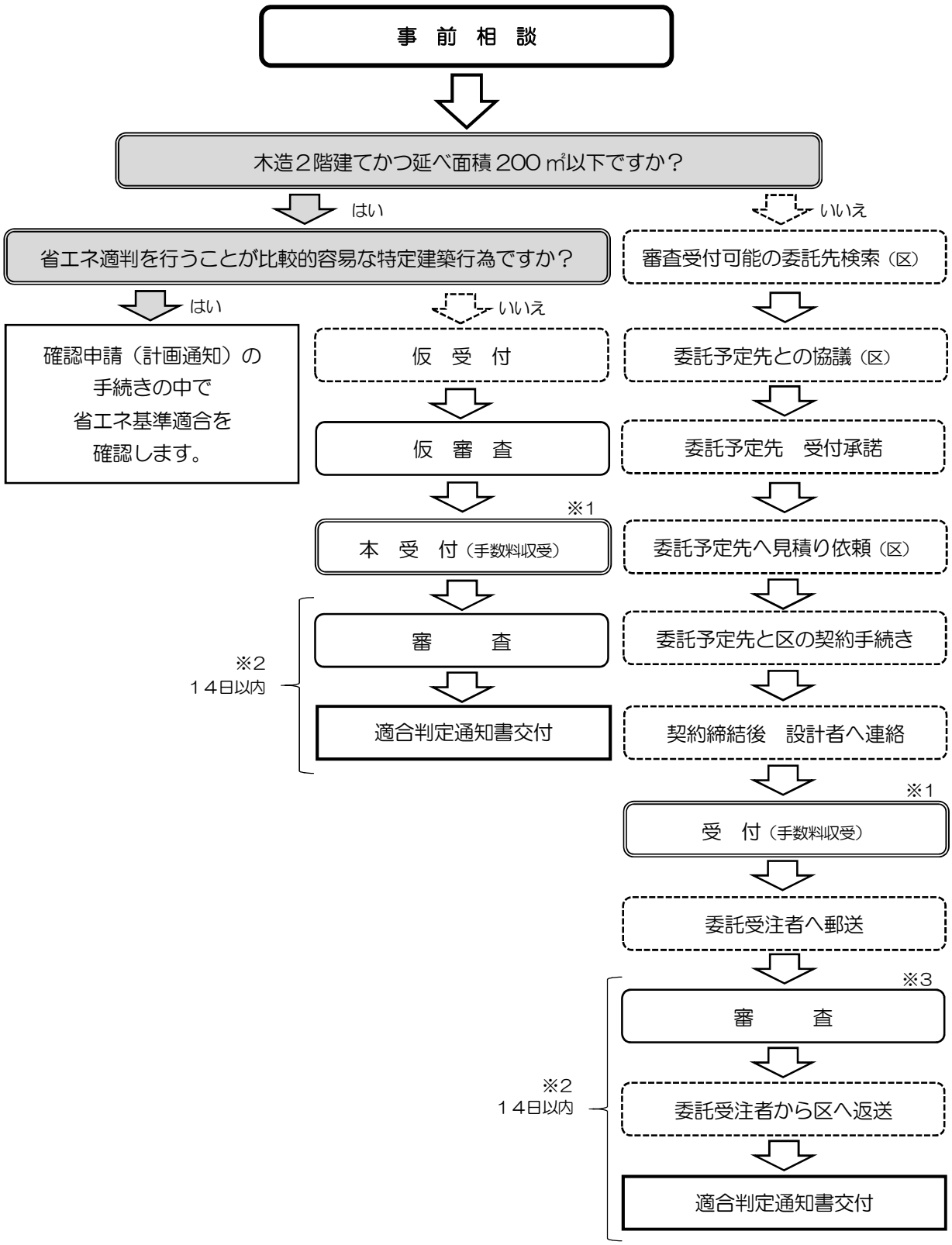

※１　手数料：区の手数料表による額

※２　審査状況などにより最大 28 日間延長する場合があります。

※３　審査開始日は、郵送物が受注者に到達した日といたします。